

第31回 総会議事録

1 開催の日時 令和2年1月30日(木) 午後2時00分～午後3時00分

2 開催の場所 松江市役所 西棟5階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第175号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第176号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第177号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第178号 非農地確認について

議 第179号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第61号 会長専決処分の報告

報告第62号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(19名) 欠席委員(0名)

1番 宮廻 彰夫(出)	2番 富士本 数彦(出)	3番 高橋 裕典(出)
4番 青砥 芳美(出)	5番 磯部 美津子(出)	6番 勝田 達雄(出)
7番 角 可津夫(出)	8番 永江 りえ(出)	9番 矢野 秀行(出)
10番 清水 秋廣(出)	11番 足立 裕子(出)	12番 吉岡 雅裕(出)
13番 榎原 篤(出)	14番 渡部 文明(出)	15番 吉岡 幸雄(出)
16番 岸本 定朝(出)	17番 浅野 真治(出)	18番 古藤 一郎(出)
19番 三島 進(出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	浅野 剛志	農地係主事	伊藤 謙
農地係専門企画員	野津 慎一		
農地係主任	岡田 勝		

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第31回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。委員定数19名のうち、19人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。7番の角委員、8番の永江委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の岡田主任と伊藤主事をお願いします。それでは、議事に入ります。議第175号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議第175号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は9件12筆で、いずれも所有権移転の案件です。

それではまず、33番の案件からご説明します。申請は、浜佐田町の田1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作しやすいためです。譲受人の世帯は、トラクター、コンバイン、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。なお、本案件は先月の案件として一度申請がありました。譲受人の耕作面積が少なかったため、営農計画書の提出を求めている案件です。その後、営農計画書が提出され、今後の営農に問題なしと判断したため、今月の案件として諮るものです。

つづいて34番の案件についてご説明いたします。申請は、朝酌町の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、大橋川改修事業により、代替地として移転するものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、大橋川改修事業により、代替地として取得するものです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、35番の案件についてご説明いたします。申請は、上本庄町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作しやすいためです。譲受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機、噴霧器等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて36番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町揖屋の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、土地の形状が悪く、生産効率が悪いためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした耕作が見込めるためです。譲受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植機、バインダー等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて37番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町東岩坂の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作しやすいためです。譲受人の世帯は、耕運機、自走式草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、

事 務 局	お手元の資料に記載のとおりです。 つづいて38番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町白石の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、借入地を自作地として取得したいためです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 つづいて39番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町江島の畑3筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 つづいて40番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町江島の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 最後に41番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町江島の畑2筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 以上、本案件はいずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。
議 長 1 0 番 委 員	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 33番の案件についてご報告いたします。現地調査の際、現地の状況に問題はありませんでしたが、譲受人の耕作面積が少なかったため営農計画書の提出を求めていました。先ほど事務局の説明にもあったとおり、計画の内容に問題なしと判断いたしました。
議 長 1 6 番 委 員	事務局の説明にもあったとおり、全ての案件について問題なしと判断いたしました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第175号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第175号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第176号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局	<p>それでは、議題176号農地法第4条の許可申請について説明いたします。お手元の議案の5ページと併せて、『農地法第4条の説明資料』をご覧ください。それでは、4条の21番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町須田の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は墓地です。転用面積は1306㎡の内7.78㎡、所要面積も同じく7.78㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し、墓地の移設するもの。資金計画につきましてはご覧のとおりです。次に4条の22番について説明いたします。事業者は、ご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は車庫用地です。転用面積は50㎡、所要面積も同様の50㎡です。事業の詳細ですが、申請地を整備し、車庫を建築するものです。資金計画等につきましてはご覧のとおりです。以上、上程いたしました4条2件については、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>本件の21番は、墓地案件につき、事務局で現地確認しています。それでは、21番を除いた案件について、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
16番委員	<p>事務局の説明にもあったとおり、全ての案件について問題なしと判断いたしました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
	(なしの声)
議 長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第176号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第176号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声)
議 長	<p>ご異議なしということですので、議第176号は、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第177号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議題177号農地法第5条の許可申請について説明いたします。お手元の議案の7ページと併せて、『農地法第5条の説明資料』をご覧ください。それでは、5条の84番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町日吉の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は建売住宅です。転用面積は1415㎡、所要面積も1415㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を造成し、建売住宅を建築するもの。資金計画につきましてはご覧のとおりです。次に5条85番について説明します。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の1筆です。都市計画区域区分は 都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、平成30年11月19日付け農振除外済です。転用目的は分家住宅です。転用面積は105㎡、所要面積は雑種地も含んだ288.45㎡です。</p>

事務局	<p>権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を造成し、専用住宅を建築するものです。資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に5条86番について説明します。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町西来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、平成30年11月19日付け農振除外済です。転用目的は倉庫用地です。転用面積は780㎡、所要面積も同様の780㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を造成し、倉庫を建築するものです。平成14年に農業用倉庫として建築して既に使用していることから、始末書が提出されております。資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました5条3件については、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>本件の85番と86番は、農振除外案件につき、既に現地調査が済んでいるため、今回は省略されたとのこと。それでは、85番と86番を除いた案件について、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
16番委員	<p>事務局の説明にもあったとおり、全ての案件について問題なしと判断いたしました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>ないようでございますので、採決いたします。議第177号については、いずれも島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第177号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしということですので、議第177号は、原案のとおり許可することに決めます。議第178号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題178号非農地確認についてご説明いたします。議案と『非農地確認について』の説明資料を併せご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は1件1筆です。それでは、番号21番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、法吉町の農用地区域外、市街化調整区域の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、国道431号から市道菅田比津線を北西に約900m進み、さらに、市道菅田北陵線を北に約1.6km進んだ北側に位置しております。現地確認委員は、小林勇夫農地利用最適化推進委員です。現地確認した際の現地の状況ですが、12月17日に申請者代理人の立ち会いの下で、小林勇夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。耕作に不便、不適なため、長年耕作放棄され、竹、雑木が繁茂しており、農地としての再生は困難な状況でした。</p> <p>以上、ご報告しましたとおり、番号21番は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供する土地」ではないと考えます。</p>
議長	<p>審議に入ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>ないようでございますので、採決します。議第178号は原案のとおり確認すること</p>

議 長 | にご異議ありませんか。

議 長 | (異議なしの声)

議 長 | ご異議なしということですので、議第178号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第179号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 | なお、議第179号の「所2番」の案件については、12番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思います。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。

議 長 | 事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に退席をお願いする案件があるとの説明がありました。については、議第179号の所2番の案件について、先議したいと思います。農業委員会法第31条第1項の規定により、12番委員は、この議事の間、退室願います。

事 務 局 | それでは、議第179号の所2番の案件について、事務局より説明願います

事 務 局 | それでは議第179号「松江市農用地利用集積計画の決定について」の所2についてご説明いたします。

議 長 | 所2は、古江地区、田3筆の売買による所有権移転です。譲渡人は、労力不足により売りたいとの要望があり、譲受人は、経営規模拡大を図るため取得したいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 | 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 | (なしの声)

議 長 | ないようでございますので、採決いたします。議第179号の所2番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 | (異議なしの声)

議 長 | ご異議なしということですので、議第179号の所2番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。

事 務 局 | それでは、議第179号のうち、所2番の案件以外について、審議したいと思います。事務局より説明願います。

事 務 局 | それでは議第179号「松江市農用地利用集積計画の決定について」の所2以外の案件についてご説明いたします。

事 務 局 | まず農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、秋鹿地区、田1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模の拡大を図るため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。

事 務 局 | つづいて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1は生馬地区の更新案件です。利2から利12は鹿島地区の案件で、このうち利3、利7と利8が新規の案件です。利13から利16は東出雲地区の案件で、このうち利16が新規の案件です。利17は八雲地区の更新案件です。利18から利20は宍道地区の案件で、このうち利20が新規の案件です。以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田64,662㎡となります。

事 務 局 | つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。転1から転4は

事務局 秋鹿地区、機構転貸の案件で、このうち転1が新規の案件です。転5は古江地区、機構転貸の新規案件です。転6から転8は生馬地区、機構転貸の案件で、このうち転6が新規の案件です。転9から転68は竹矢地区、機構転貸の案件で、このうち転36が新規の案件です。転69は乃木地区、機構転貸の新規案件です。転70から転72は東出雲地区、機構転貸の案件で、このうち転71と転72が新規の案件です。転73は八雲地区、機構転貸の新規案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田360, 448㎡、畑11, 818㎡、合計面積372, 266㎡となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第179号のうち、所2番の案件以外について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第179号のうち、所2番の案件以外については、原案のとおり決定することに決めます。

次に、報告に入ります。報告第61号「会長専決処分の報告」、報告第62号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

事務局 (報告)

議長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

次に、事務局より、「その他」案件について、提案説明があります。事務局より、提案説明をしてください。

事務局 それでは、「その他」案件について、ご提案します。

まず、お手元に配付しています資料をご覧ください。昨年11月28日に東京で開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を、各農業委員会の総会で、今年1月までに議決することが決定され、全国農業会議所より求められています。ついては、当農業委員会におきましても、全国農業会議所から示された決議案のとおり、決議いただきたくご提案します。

決議案は、お手元の案のとおりです。以上です。

議長 事務局より、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」の決議について、提案説明がありました。当農業委員会においても、趣旨に則り、決議するべきと考えます。

そうしますと、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、決議を行うことについて、採決いたします。本決議について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、本決議については、原案のとおり決定することに決めます。そうしますと、ただいま決定しました本決議について、読み上げたいと思います。各委員におかれましても、復唱願います。

(決議文を、会長が読み上げる。各委員も復唱する。)

議長 以上で議事を終了しましたので、第31回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

|